

令和7年度

江東区立第一亀戸小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害(不登校、自傷行為、仕返し行動など)を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「江東区立第一亀戸小学校いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的で開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

令和7年度 江東区立第一亀戸小学校いじめ防止対策委員会 委員名簿

役職	職名等	氏名
委員長	校長	中村 和弘
副委員長	副校長	大森 和彦
生活指導主任	主幹教諭	
第1学年主任	主任教諭	
第2学年主任	主任教諭	
第3学年主任	主任教諭	
第4学年主任	主任教諭	
第5学年主任	主任教諭	
第6学年主任	主幹教諭	
養護		
スクールカウンセラー	臨床心理士	
スクールカウンセラー	臨床心理士	
保護者代表	P T A会長	
地域代表	青少年委員	

江東区立第一亀戸小学校いじめ防止対策委員会（定期） 開催予定

回	日程	内容
第1回	5月下旬	本校いじめ防止基本方針について
第2回	10月中旬	いじめアンケートの結果を受けて
第3回	2月下旬	今年度のまとめと来年度に向けて

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

【授業規律の確保】「こうとう学びスタンダード」を基本とし、本校独自の「こうとう学びスタンダード」一亀小“ ”を策定し、学習規律や生活指導の徹底を図る。

【スタンダード強化講師の活用】国語、算数、社会、理科、体育、外国語について、児童一人一人に応じた分かる授業作りを行う。

【授業改善推進プラン】全国学力・学習状況調査の結果を活かし、こどもたちの学習状況を分析するとともに、授業改善推進プランに基づいた授業改善を図ります。

【O J T】研修成果の共有を行い、全ての教員の指導力の向上を図る。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

【道徳授業地区公開講座】道徳授業地区公開講座では、全ての学級の道徳授業を公開し、こどもたちの心の教育について、保護者や地域の方と意見交換を行い、その成果を、道徳教育の充実に繋げる。

【いじめ防止道徳授業】ふれあい月間（6月）に、全ての学級でいじめ防止の授業を行い、すべてのこどもたちが、いじめについて深く考える機会とする。特に、11月は、全ての学級で「命の大切さ」をテーマとした道徳授業に取り組む。また、いじめに関する授業は年3回以上必ず行う。

【いじめ防止スローガンの作成】代表委員会の児童を中心に、学校をよりよくするための活動としていじめ防止スローガン作成し、全校朝会で呼びかける。

【人権ポスターの作成】生活委員会の児童により、学校をよりよくするための活動として人権ポスターを作成させ、校内に掲示して人権尊重を呼びかける。

【情報モラル教育】セーフティ教室では、4～6年生を対象に携帯電話やインターネット

- (3) 体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

【なかよし班活動】1年生から6年生までの異学年グループ（なかよし班）を組織し、毎月1回交流遊びを実施する。学年相互の思いやりや協力し合う心を育てる。

【第一亀戸幼稚園との交流】幼稚園併設校の特色を活かし、幼稚園児との交流を通して、豊かな心の育成を図る。

【地域学習の推進】地域の人材や施設、環境を活かした学習を通して、地域の方々から学び、地域を誇りに思い、郷土を愛する心を育てる。

【セーフティ教室】1・2年生は不審者対応、3年生は万引き防止、4～6年生は携帯電話やインターネット、SNS等の正しい使い方を関係機関と連携し体験的に学ぶ。犯罪等に巻き込まれない、自ら身を守る力を育成するとともに、自ら加害者にもならないようこどもたちの心を育てる。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

【人権教育】学級活動では、いじめ防止の視点に立って、自他共に認め合い、互いの人格を尊重する態度や思いやりの心を育む。

【国際理解教育】本校は外国籍の児童や、外国人を保護者にもつ児童が多いのが特色であり、そのよさを活かし、違いを認め、互いのよさに気づき尊重し合う態度を育むよう学級指導の充実に努める。

【OJT】ベテラン教員が若手教員を指導し、いじめを許さない風土の醸成や、健全な学級集団を形成する指導方法を伝える。

【Q-Uテストの実施】6月と11月に、3・5年生の児童の心理面を、質問紙を用いて調査します。その結果をいじめの未然防止や学級経営の充実に活かします。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

【情報モラル教育】SNS東京ノートを活用し、学年に応じて、インターネットやSNS等を利用する上での情報モラル教育を行う。特に、4～6年生には、セーフティ教室においても、インターネットやSNS等に関係するいじめ防止を指導する。

【専門家の派遣】4～6年生のセーフティ教室では、民間企業等の講師を依頼し、専門家による最新の情報や対応について学ぶ。

【保護者啓発】保護者会やPTA活動、セーフティ教室等を活用し、保護者への意識付けと啓発を行い、保護者と連携した情報モラル教育を進める。

【SNS東京ルール】SNS学校ルール一亀小を策定し、各家庭でもSNS家庭ルールを話し合うなど、啓発とともに事故の未然防止に努める。

- (6) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

【教職員の共通理解】いじめ防止に関する基本的事項を教職員で共通理解する。全校で一貫した生活指導を実践することにより、「いじめは絶対に行ってはならない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

【児童理解の推進】前後期各1回ずつ、「こどもを知る会」を開催し、全校で児童の生活や行動面、心の問題を共通理解し、全教職員で指導にあたる。また、毎週木曜日には生活指導連絡会の中で、児童の様子を共通理解する時間を設ける。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

【ふれあい月間】6月・11月・2月の「ふれあい月間」に、いじめの早期発見に繋げるためのアンケート調査を実施する。いじめの兆候に関わる内容については、別途個人面談等を実施し、早期対応を行う。

【Q-Uテスト】6月と11月に、3・5年生の児童の心理面を、質問紙を用いて調査します。その結果をいじめの未然防止や学級経営の充実に活かします。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

【全員面接】いじめの早期発見に向け、スクールカウンセラーによる5年生への全員面接を実施する。また、木曜日はスクールカウンセラーが勤務していることを知らせ、児童や保護者が何でも自由に相談できることを周知する。

【教育相談機関の周知】教職員や保護者に相談できないこどもや保護者が、少しでも安心して相談できるよう、教育相談機関等を広く周知する。

- (3) 個人面談、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

【個人面談】年度初めに個人面談を実施し、こどもの状況を把握するとともに、保護者との連携を深める。また、連絡帳等で日頃からの保護者との連携を深め、いじめの兆候を見逃さず、こどもや保護者の相談に応じる機会を直ちに設定するなど、いじめの早期発見・早期対応を図る。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ防止対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
 - ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
 - ② いじめにより児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時。
- (2) 重大事態への対応
 - ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 学校の下に学校いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。